



第89回定時株主総会招集ご通知

(平成23年6月29日(水)開催)



積水化学工業株式会社

(証券コード:4204)

目 次

第89回定時株主総会招集ご通知	1	【株主総会参考書類】	32
		議案および参考事項	
		第1号議案 剰余金の処分の件	32
		第2号議案 取締役9名選任の件	33
		第3号議案 監査役1名選任の件	38
		第4号議案 ストックオプションとして新株 予約権を発行する件	39
		第5号議案 当社株券等の大規模買付行為へ の対応策（買収防衛策）更新の件	41
【添付書類】			
事業報告	3		
1. 積水化学グループの現況に関する事項	3		
2. 会社の株式に関する事項	13		
3. 会社の新株予約権等に関する事項	14		
4. 会社役員に関する事項	16		
5. 会計監査人の状況	20		
連結計算書類	21	インターネット等による議決権行使のご案内	60
連結貸借対照表	21	株式の状況	61
連結損益計算書	22	株主総会会場ご案内図	
連結株主資本等変動計算書	23		
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー 計算書の要旨	24		
計算書類	25		
貸借対照表	25		
損益計算書	26		
株主資本等変動計算書	27		
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	28		
会計監査人の監査報告書 謄本	29		
監査役会の監査報告書 謄本	30		

株主各位

〒530-8565

大阪市北区西天満二丁目4番4号

積水化学工業株式会社

代表取締役社長 根岸修史

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されました皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、60ページに記載の「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区西天満二丁目4番4号（堂島関電ビル）
積水化学工業株式会社 大阪本社11階 社員ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第89期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎法令および当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sekisui.co.jp/news/2011/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。
- ①事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ②事業報告の「7. 株式会社の支配に関する基本方針」
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sekisui.co.jp/news/2011/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

事業報告 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 積水化学グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

積水化学グループは、2009年度から5年間にわたる中期経営計画「GS21-SHINKA (シンカ) !」をスタートさせております。この2年間は、新興国主導による世界経済の回復により景気に持ち直しの動きが見られましたが、本年3月に発生した東日本大震災により事業環境が急変し、不透明な状況になりました。

このような中、中期経営計画の2年目となる2010年度は、積水化学グループの新たな成長に向けた基盤づくりの年と位置づけ、住宅ストック、管路更生、水インフラ海外、機能材、車輛、IT、メディカルの高成長7分野に経営資源を集中するとともに、住宅販売会社の生販一体化や強力なコスト削減などの構造改革を実行して収益体質をさらに強化し、成長路線への復帰を図ってまいりました。

その結果、積水化学グループの2010年度の売上高は9,154億円（前年度比6.6%増）、営業利益は493億円（前年度比37.2%増）、経常利益は482億円（前年度比55.4%増）、当期純利益は235億円（前年度比102.8%増）となり、増収増益となりました。とくに、利益面は当初目標としていた水準を上回る実績となりました。

2010年度における部門別の状況は、次のとおりです。

部 門	売上高 (前年度比)	営業利益 (前年度比)
住宅	418,687百万円 (5.1%増)	24,379百万円 (25.6%増)
環境・ライフライン	195,570百万円 (0.5%増)	1,503百万円 (-)
高機能プラスチック	281,642百万円 (13.7%増)	24,397百万円 (27.0%増)
その他	43,140百万円 (0.8%増)	△127百万円 (-)
本社および消去	△23,548百万円 (-)	△817百万円 (-)
合計	915,492百万円 (6.6%増)	49,335百万円 (37.2%増)

＜住宅カンパニー＞

売上高は前年度比5.1%増の4,186億円、営業利益は前年度比25.6%増の243億円となりました。本年3月に発生した東日本大震災により、東北エリアを中心に工場の一時操業停止や完工遅れなどの影響が出たものの、各種住宅関連施策を背景に受注の拡大に取り組んだ結果、増収増益となりました。

新築住宅事業につきましては、住宅ローンの金利優遇策などの各種施策を追い風に、環境性能・経済性・高性能などの先進性の訴求が奏功するとともに、コストパフォーマンス実感商品や40周年記念商品の拡販が寄与し、受注棟数は前年度を上回りました。また、生販一体運営によるサプライチェーンを通じた効率化を、前年度に引き続き推進しました。

住環境事業につきましては、リフォームに対する補助金制度などが需要を喚起したことに加え、太陽光発電システムなどの重点商材の拡販に努めたことにより、受注金額は前年度を大幅に上回りました。また、循環型ビジネスモデルの確立に向けオーナーサポート組織を立ち上げ、顧客との関係強化の取り組みを始めました。

＜環境・ライフラインカンパニー＞

売上高は前年度比0.5%増の1,955億円、営業利益は前年度比39億円の改善となる15億円となりました。2010年度は、海外事業が堅調に推移したものの、東日本大震災の影響などにより国内事業が伸び悩み、売上高は前年度並みとなりましたが、固定費圧縮などの経営効率化が寄与し、前年度の営業赤字から黒字転換しました。

国内につきましては、主力の塩化ビニル管・雨といが戸建需要の回復を受け堅調に推移しましたが、水道用ポリエチレン管や強化プラスチック複合管などの公共関連製品は受注が低迷し、苦戦しました。

海外につきましては、シート事業が主力の航空機分野の需要回復を受け好調に推移しました。管路更生事業は米国におけるSPR工法物件の受注増やロシアにおける大型物件の受注、東欧におけるSPR工法の実績化などにより、売上・利益を伸ばしました。一方、強化プラスチック複合管事業は主力の中国・新疆ウイグル自治区における受注が低迷し、減収となりました。

<高機能プラスチックカンパニー>

売上高は前年度比13.7%増の2,816億円、営業利益は前年度比27.0%増の243億円となりました。2010年度は、戦略事業分野である車輛、IT分野の販売が好調に推移しました。本年3月には東日本大震災が発生し、取引先の被災による生産の影響を受けましたが、大幅な増収増益となりました。

車輛分野につきましては、円高や原料価格高騰などの影響を受けたものの、アジアを中心とした新興国における市場の伸びや国内・欧米の市況回復を受け、自動車向けの合わせガラス用中間膜や発泡ポリオレフィンなどが売上を大幅に伸ばしました。

IT分野につきましては、上半期を中心に薄型テレビや携帯電話の出荷が大幅に増加したことにより、液晶パネル関連製品の売上が好調に推移しました。下半期にはユーザーの在庫調整の影響を受けたものの、微粒子群などの液晶ケミカルを中心に販売を伸ばしました。

メディカル分野につきましては、インフルエンザ検査薬の出荷が大幅に減少したため売上高は前年度を下回りましたが、そのほかの検査薬事業の売上高は、検査機器の販売が寄与し、順調に推移しました。

<その他>

その他の事業の売上高は、前年度比0.8%増の431億円、営業損益は前年度の3億円の利益に対して1億円の損失となりました。

(2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、高機能プラスチックカンパニーにおける国内外の生産設備の増強などを中心に、総額252億円（前年度比42.6%減）を投資しました。

(3) 資金調達の状況

2010年度においては、増資および社債の発行による重要な資金調達は行いませんでした。

(4) 対処すべき課題

積水化学グループは、中期経営計画「GS21-SHINKA!」の2年目である2010年度において、当初目標としていた水準を上回る業績を達成しました。2011年度からスタートする後半3年間の計画「ローリングプラン」は、「SHINKA本番！新たな際立ちの舞台へ」をスローガンに、飛躍的な利益拡大を目指してまいります。高成長7分野「フロンティア7」に対して、より大胆な戦略投資を行うとともに、ビジネスモデルの変革を実現し、最終年度となる2013年度に営業利益800億円を目指します。

また、仮設住宅や塩化ビニル管の供給など住宅、環境・ライフライン事業を中心に東日本大震災の復興支援施策にも取り組み、被災地の一日も早い復興、そして新しい街づくりへの貢献に努めてまいります。

<住宅カンパニー>

住宅需要減や東日本大震災の影響による電力・部材不足など、先行きは不透明な状況が続くものと思われれます。このような事業環境の下、成長に軸足を移すための施策を展開するとともに、被災者向け仮設住宅の供給に総力をあげて取り組んでまいります。

新築住宅事業につきましては、生販一体運営を全国規模で展開するとともに、地域特性に応じたマーケティングを徹底することにより、シェアアップを図ってまいります。HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）と太陽光発電システムを組み合わせた住宅「スマートハイム」の訴求を徹底することにより他社との差別化を図り、シェア拡大を目指します。さらに、収益体質の改善にも取り組み、増収増益を目指します。

住環境事業につきましては、引き続き組織体制の強化を推進すると同時に、教育・研修を通じて提案力の向上を図り、太陽光発電システムなど重点商材の拡大に努めます。また、オーナーサポートを軸とした循環型ストック事業の完成を目指します。

タイにおける住宅事業につきましては、体制強化を推し進めることにより事業を軌道に乗せ、拡大を図ってまいります。

<環境・ライフラインカンパニー>

2011年度は、震災復興に向けた緊急対策を最優先課題として推進してまいります。カンパニーに災害復興プロジェクトを立ち上げ、国内・海外の生産拠点を活用して東日本地区の供給体制を確保し、被災地のニーズに迅速に対応してまいります。

事業拡大に向けた成長戦略は、さらに加速します。国内につきましては、需要が見込まれるストック・省エネ・耐震化市場に経営資源を集中します。

海外につきましては、シート事業は航空機需要の獲得と新分野開拓に注力し、管路更生事業は米国・欧州における施工体制などバリューチェーン体制を強化、強化プラスチック複合管事業は中国・新疆ウイグル地区の売上拡大と沿岸部の実績化を目指します。

収益基盤強化に向けた取り組みも継続します。原料高騰に対する着実なコスト削減と固定費削減により、損益分岐点売上高の引き下げを図ってまいります。

<高機能プラスチックカンパニー>

東日本大震災によるサプライチェーンの影響など、事業環境は不透明な状況ではありますが、引き続き、車輻・IT・メディカルの3戦略事業分野を中心に、成長戦略を加速させてまいります。

車輻分野につきましては、主力の中間膜事業を中心に、海外拠点を最大限に活用して最適なグローバル生産・販売体制を構築することに加え、ポリビニルアルコール樹脂事業とのシナジー効果を追求し、競争力をさらに強化します。

IT分野につきましては、液晶ケミカルやテープ・フィルムなどの液晶パネル関連製品の売上拡大を図るとともに、次世代に向けた新製品群の拡大や新事業の育成にも力を注ぎます。

メディカル分野につきましては、新たに連結した海外4社の経営統合を着実に実行するとともに、米国の子会社2社と中国の子会社を活用した本格的なグローバル展開を進めていきます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第86期 (平成19年度)	第87期 (平成20年度)	第88期 (平成21年度)	第89期(当期) (平成22年度)
売 上 高 (百万円)	958,674	934,225	858,514	915,492
営 業 利 益 (百万円)	43,005	33,589	35,955	49,335
経 常 利 益 (百万円)	38,547	29,438	31,076	48,292
当 期 純 利 益 (百万円)	24,300	1,013	11,627	23,574
1株当たり当期純利益 (円)	46.16	1.93	22.13	44.92
総 資 産 (百万円)	782,859	756,450	787,261	790,189
純 資 産 (百万円)	368,919	330,721	351,706	350,045
1株当たり純資産 (円)	683.11	612.93	651.08	650.83

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
積水メディカル株式会社	百万円 1,275	% 100.0	検査薬、医薬品等の製造、販売
徳山積水工業株式会社	1,000	70.0	塩化ビニル樹脂の製造、販売
ヒノマル株式会社	672	88.9	肥料・農薬等の仕入、販売およびプラスチック食品容器の製造、販売
積水成型工業株式会社	450	100.0	各種合成樹脂製品の製造、加工、販売
東京セキスイハイム株式会社	400	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム近畿株式会社	400	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
積水フーラー株式会社	400	50.0	工業用および一般用接着剤の製造、販売
積水ホームテクノ株式会社	360	100.0	住宅用設備機器の組立、加工、販売
積水フィルム株式会社	350	100.0	合成樹脂製品の製造、加工、販売
東京セキスイハイム工業株式会社	300	100.0	ユニット住宅用部材の製作、販売
近畿セキスイハイム工業株式会社	300	100.0	ユニット住宅用部材の製作、販売
セキスイハイム東北株式会社	300	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム信越株式会社	300	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム中部株式会社	300	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム中四国株式会社	300	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム九州株式会社	300	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
北海道セキスイハイム株式会社	200	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
群馬セキスイハイム株式会社	200	100.0	建築工事の請負および不動産の販売
Sekisui Specialty Chemicals America, LLC	千米ドル 107,000	100.0	ポリビニルアルコール樹脂の製造、販売
Sekisui Europe B.V.	千ユーロ 1,000	100.0	欧州の関係会社の管理
Sekisui S-Lec B.V.	千ユーロ 11,344	100.0	合わせガラス用中間膜の製造、販売
映甫化学株式会社	億ウォン 100	51.0	合成樹脂製品の製造、加工、販売
Sekisui America Corporation	千米ドル 8,421	100.0	米国の関係会社の管理

(注) 出資比率は、当社の子会社が所有する株式を含みます。

②重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
積水化成品工業株式会社	百万円 16,533	% 21.4	発泡スチレン成型材料およびスチレン発泡製品の製造、販売
積水樹脂株式会社	12,334	22.4	都市環境関連製品、街路・住建関連製品、産業・生活関連製品の製造、販売

(注) 出資比率は、当社の子会社が所有する株式を含みます。

③重要な企業結合等の状況

平成23年1月31日、高機能プラスチックカンパニーのメディカル分野における検査薬事業の海外展開をさらに推進するために、Genzyme Corporation (米国) より検査薬事業を買収し、Sekisui Diagnostics, LLCおよびSekisui Diagnostics (UK) Limitedを設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

積水化学グループの主要な事業および営業品目は次のとおりであります。

事業	主要営業品目	
住宅カンパニー	住宅事業	鉄骨系ユニット住宅「セキスイハイム」、木質系ユニット住宅「セキスイツーユーホーム」、分譲用土地
	住環境事業	リフォーム、インテリア、エクステリア、不動産
環境・ライフラインカンパニー	管工機材	塩化ビニル管・継手、ポリエチレン管・継手、システム配管、管渠更生材料および工法、強化プラスチック複合管
	住宅資材	建材（雨とい、屋根材、床材）、断熱材、浴室ユニット
	機能材	プラスチックバルブ、帯電防止用DCプレート、合成木材（FFU）、航空機内装向けシート、車輛用内外装向けシート
高機能プラスチックカンパニー	車輛分野	合わせガラス用中間膜、発泡ポリオレフィン、車輛用樹脂成型品・両面テープ
	I T 分野	液晶用微粒子・感光性材料、半導体材料、光学フィルム、両面テープ
	メディカル分野	検査薬、医療機器、医薬品、創薬支援事業
	機能建材ほか	接着剤、耐火テープ・シート、包装用テープ、包装用・農業用フィルム、プラスチックコンテナ、ポリビニルアルコール樹脂
その他の	フラットパネルディスプレイ製造装置、上記部門に含まれない製品やサービス	

(8) 主要な営業所および工場

<住宅カンパニー>

営業拠点	子会社	北海道セキスイハイム株式会社（札幌市）、セキスイハイム東北株式会社（仙台市）、東京セキスイハイム株式会社（東京都台東区）、群馬セキスイハイム株式会社（前橋市）、セキスイハイム信越株式会社（松本市）、セキスイハイム中部株式会社（名古屋市）、セキスイハイム近畿株式会社（大阪市）、セキスイハイム中四国株式会社（岡山市）、セキスイハイム九州株式会社（福岡市）
生産工場	子会社	東京セキスイハイム工業株式会社（蓮田市）、近畿セキスイハイム工業株式会社（奈良市）
研究所	当社	住宅技術研究所（つくば市）

<環境・ライフラインカンパニー>

営業拠点	当社	東日本支店（東京都港区）、中部支店（名古屋市）、西日本支店（大阪市）、九州支店（福岡市）
	子会社	積水ホームテクノ株式会社（大阪市）
生産工場	当社	滋賀栗東工場（栗東市）、群馬工場（伊勢崎市）、東京工場（朝霞市）
研究所	当社	京都研究所（京都市）

<高機能プラスチックカンパニー>

営業拠点	当社	車輛材料営業部（東京都港区）、電子材料営業部（東京都港区）、機能材料営業部（東京都港区）
	子会社	積水メディカル株式会社（東京都中央区）、積水フーラー株式会社（東京都港区）、積水フィルム株式会社（大阪市）
生産工場	当社	尼崎工場（尼崎市）、武蔵工場（蓮田市）、滋賀水口工場（甲賀市）、多賀工場（滋賀県犬上郡多賀町）
研究所	当社	開発研究所（大阪府三島郡島本町）
海外拠点	子会社	Sekisui Specialty Chemicals America, LLC（米国）、Sekisui S-Lec B.V.（オランダ）、映甫化学株式会社（韓国）

<コーポレート>

本社	大阪本社（大阪市北区西天満二丁目4番4号） 東京本社（東京都港区虎ノ門二丁目3番17号）
営業拠点	子会社 ヒノマル株式会社（熊本市）、積水成型工業株式会社（大阪市）
生産工場	子会社 徳山積水工業株式会社（周南市）
研究所	当社 開発推進センター（つくば市）
海外拠点	子会社 Sekisui Europe B.V.（オランダ）、 Sekisui America Corporation（米国）

(9) 従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前期末比増減数
住 宅 カ ン パ ニ ー	8,637 名	159 名
環 境 ・ ラ イ フ ラ イ ン カ ン パ ニ ー	4,447	△187
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク ス カ ン パ ニ ー	5,655	35
そ の 他	840	8
全 社 (共 通)	191	△6
合 計	19,770	9

(注) 上記のうち、当社の従業員数は2,164名であり、前期末に比べ133名減少しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	6,000 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,500
株 式 会 社 り そ な 銀 行	5,250

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,187,540,000株
- (2) 発行済株式の総数 539,507,285株
- (3) 株主数 23,222名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
旭 化 成 株 式 会 社	31,039	5.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,492	5.07
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	26,181	5.01
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	25,592	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,327	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	19,164	3.66
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	15,927	3.04
積 水 化 学 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	10,612	2.03
ジューピーモルガンチェースバンク 3 8 5 1 6 4	9,704	1.85
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 5 0 5 2 2 3	8,485	1.62

(注) 1. 当社は、自己株式を17,161,349株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成23年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成23年2月2日に当社普通株式3,308,000株を取得価額の総額2,156,816千円で取得しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数 560個
- ・目的となる株式の種類および数 当社普通株式 560,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	発行年月日 (行使価額)	行使期間	個 数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	平成18年8月1日 (1,045円)	平成20年7月1日～ 平成23年6月30日	80個	7名
	平成19年8月1日 (1,010円)	平成21年7月1日～ 平成24年6月30日	80個	7名
	平成20年8月1日 (734円)	平成22年7月1日～ 平成25年6月30日	95個	7名
	平成21年8月3日 (579円)	平成23年7月1日～ 平成26年6月30日	95個	7名
	平成22年8月2日 (595円)	平成24年7月1日～ 平成27年6月30日	105個	7名
社 外 取 締 役	平成21年8月3日 (579円)	平成23年7月1日～ 平成26年6月30日	20個	2名
	平成22年8月2日 (595円)	平成24年7月1日～ 平成27年6月30日	20個	2名
監 査 役	平成18年8月1日 (1,045円)	平成20年7月1日～ 平成23年6月30日	10個	2名
	平成19年8月1日 (1,010円)	平成21年7月1日～ 平成24年6月30日	10個	2名
	平成20年8月1日 (734円)	平成22年7月1日～ 平成25年6月30日	5個	1名
	平成21年8月3日 (579円)	平成23年7月1日～ 平成26年6月30日	5個	1名

(2) 当事業年度中に当社従業員等に対して交付した新株予約権の状況

- ・発行した新株予約権の数 1,070個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,070,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の行使時の払込金額 595円
- ・新株予約権の行使期間 平成24年7月1日～平成27年6月30日
- ・その他行使の条件
 - ①権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役・執行役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - ②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。
- ・当社従業員等に対して交付した新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員（当社の役員を除く。）	220個	22名
当社従業員（当社の役員、執行役員を除く。）	370個	74名
当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員（当社の役員、執行役員および従業員を除く。）	480個	96名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
大久保尚武	代表取締役会長	
根岸修史	代表取締役社長	社長執行役員
松永隆善	取 締 役	専務執行役員 高機能プラスチックカンパニープレジデント
滝谷善行	取 締 役	専務執行役員 株式会社住環境研究所代表取締役社長
吉田健	取 締 役	専務執行役員 CTO、生産力革新センター所長
高下貞二	取 締 役	専務執行役員 住宅カンパニープレジデント
久保肇	取 締 役	執行役員 コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長
田村滋美	社外取締役	東京電力株式会社顧問
辻亨	社外取締役	丸紅株式会社相談役
満生英二	常勤監査役	
篠秀一	常勤監査役	
國廣正	社外監査役	国広総合法律事務所パートナー 弁護士
森本民雄	社外監査役	公認会計士
長田洋	社外監査役	東京工業大学教授

- (注) 1. 取締役田村滋美、辻亨の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役國廣正、森本民雄、長田洋の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役森本民雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成22年6月29日開催の第88回定時株主総会において、新たに久保肇氏が取締役に、また、篠秀一氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
5. 平成22年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、取締役伊豆詰次氏は退任いたしました。また、同日付をもって、監査役高井正志氏は辞任いたしました。
6. 取締役田村滋美、辻亨の両氏および監査役國廣正、森本民雄、長田洋の3氏を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

7. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後の担当等	異動前の担当等	異動年月日
滝谷善行	専務執行役員 株式会社住環境研究所代表取締役社長	専務執行役員 環境・ライフラインカンパニープレジデント	平成23年3月1日

8. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏名	地位	重要な兼職の状況
松永隆善	取締役	積水フーラー株式会社 取締役 Sekisui America Corporation 取締役
滝谷善行	取締役	Sekisui America Corporation 取締役
吉田健	取締役	徳山積水工業株式会社 取締役
久保肇	取締役	Sekisui America Corporation 取締役
田村滋美	社外取締役	AOCホールディングス株式会社 社外取締役
辻亨	社外取締役	コニカミノルタホールディングス株式会社 社外取締役
満生英二	常勤監査役	積水ハウス株式会社 社外監査役 積水化成工業株式会社 社外監査役 積水メディカル株式会社 監査役 ヒノマル株式会社 監査役 東京セキスイハイム株式会社 監査役 セキスイハイム中部株式会社 監査役
篠秀一	常勤監査役	積水樹脂株式会社 社外監査役 株式会社積水工機製作所 社外監査役 アルメタックス株式会社 社外監査役 徳山積水工業株式会社 監査役 セキスイハイム九州株式会社 監査役
國廣正	社外監査役	東京海上日動火災保険株式会社 社外取締役

- (注) 1. 平成23年2月28日、取締役滝谷善行氏は、Sekisui America Corporationの取締役を退任いたしました。
2. 平成22年6月30日、監査役満生英二氏は、積水ホームテクノ株式会社の監査役を退任いたしました。
3. 監査役満生英二氏が兼任する積水ハウス株式会社は、当社の事業と同一の部類に属する事業を行っております。
4. 監査役國廣正氏が兼任する東京海上日動火災保険株式会社は、当社の大株主であります。

(事業年度末日後の異動)

平成23年4月1日、次のとおり取締役の担当の異動を行いました。

氏名	異動後の担当および重要な兼職の状況
滝谷善行	株式会社住環境研究所 代表取締役社長
吉田健	社長特命事項担当
久保肇	常務執行役員 コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名 437百万円 (うち社外2名 24百万円)

監査役6名 77百万円 (うち社外3名 26百万円)

- (注) 1. 上記には、平成22年6月29日開催の第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に支給した使用人給与賞与相当額88百万円を含んでおりません。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員賞与引当金繰入額(取締役7名116百万円、監査役2名11百万円)を含んでおります。
4. 上記報酬等の額には、平成22年6月29日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役9名に付与した新株予約権11百万円(報酬等としての額)を含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
田村 滋美	取締役	取締役会17回のうち15回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
辻 亨	取締役	取締役会17回のすべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
國廣 正	監査役	取締役会17回のうち16回に、監査役会19回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。
森本 民雄	監査役	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
長田 洋	監査役	取締役会17回のうち16回に、監査役会19回のうち18回に出席し、品質管理ならびに技術経営に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

93百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

147百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

以 上

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数、出資比率および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	379,485	流動負債	301,101
現金及び預金	75,021	支払手形	7,324
受取手形	38,688	買掛金	118,027
売掛金	109,263	短期借入金	40,325
有価証券	10,501	リース債務	3,102
商品及び製品	39,332	未払費用	27,257
分譲土地	19,146	未払法人税等	9,107
仕掛品	37,015	繰延税金負債	162
原材料及び貯蔵品	22,361	賞与引当金	14,308
前渡金	633	役員賞与引当金	223
前払費用	2,531	完成工事補償引当金	1,127
繰延税金資産	12,341	前受金	44,153
短期貸付金	1,118	その他の	35,981
その他の	12,530	固定負債	139,042
貸倒引当金	△ 999	社債	10,000
固定資産	410,704	長期借入金	66,702
有形固定資産	236,253	リース債務	4,378
建物及び構築物	85,005	繰延税金負債	4,949
機械装置及び運搬具	64,515	退職給付引当金	47,761
土地	69,184	その他の	5,249
リース資産	7,163	負債合計	440,143
建設仮勘定	5,516	(純資産の部)	
その他の	4,867	株主資本	368,982
無形固定資産	29,813	資本金	100,002
のれん	19,290	資本剰余金	109,307
ソフトウェア	4,341	利益剰余金	172,689
リース資産	381	自己株式	△ 13,017
その他の	5,799	その他の包括利益累計額	△ 29,245
投資その他の資産	144,636	その他有価証券評価差額金	△ 8,202
投資有価証券	105,307	繰延ヘッジ損益	△ 123
長期貸付金	552	土地再評価差額金	199
長期前払費用	1,124	為替換算調整勘定	△ 21,119
繰延税金資産	27,340	新株予約権	611
その他の	11,569	少数株主持分	9,697
貸倒引当金	△ 1,258	純資産合計	350,045
資産合計	790,189	負債純資産合計	790,189

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		915,492
売 上 原 価		645,468
売 上 総 利 益		270,023
販売費及び一般管理費		220,688
営 業 利 益		49,335
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	646	
受 取 配 当 金	1,533	
持分法による投資利益	1,739	
雑 収 入	3,785	7,704
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,297	
為 替 差 損	2,504	
雑 支 出	3,946	8,748
経 常 利 益		48,292
特 別 損 失		
事業構造改善費用	3,967	
災害による損失	1,239	
投資有価証券評価損	1,109	
減 損 損 失	984	
固定資産除売却損	1,189	8,491
税金等調整前当期純利益		39,801
法人税、住民税及び事業税	14,025	
法 人 税 等 調 整 額	1,096	15,122
少数株主損益調整前当期純利益		24,678
少 数 株 主 利 益		1,103
当 期 純 利 益		23,574

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	100,002	109,307	154,353	△ 10,839	352,823
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,256		△ 5,256
当期純利益			23,574		23,574
連結子会社増加に伴う剰余金増加高			19		19
自己株式の取得				△ 2,178	△ 2,178
自己株式の処分		△ 0		1	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 0	18,336	△ 2,177	16,158
平成23年3月31日残高	100,002	109,307	172,689	△ 13,017	368,982

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
平成22年3月31日残高	△ 1,037	74	199	△ 10,017	△ 10,781	503	9,160	351,706
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 5,256
当期純利益								23,574
連結子会社増加に伴う剰余金増加高								19
自己株式の取得								△ 2,178
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 7,164	△ 197	0	△ 11,101	△ 18,464	107	536	△ 17,819
連結会計年度中の変動額合計	△ 7,164	△ 197	0	△ 11,101	△ 18,464	107	536	△ 1,660
平成23年3月31日残高	△ 8,202	△ 123	199	△ 21,119	△ 29,245	611	9,697	350,045

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,197
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,051
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,197
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 2,488
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	10,459
現金及び現金同等物の期首残高	54,855
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	629
現金及び現金同等物の期末残高	65,944

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	142,699	流 動 負 債	127,345
現金及び預金	10,367	支払手形	806
受取掛手形	9,165	買掛金	73,625
有価証券	59,603	短期借入金	20,133
商品及び製品	8,500	リース債	144
仕掛品	14,331	未払金	4,033
原材料及び貯蔵品	2,539	未払費用	14,955
前払費用	5,733	未払法人税等	362
繰延税金資産	22	前受金	151
短期貸付金	300	預り金	9,212
未収入金	5,080	賞与引当金	3,335
その他の流動資産	2,837	役員賞与引当金	127
貸倒引当金	23,424	完成工事補償引当金	427
	801	その他の流動負債	29
固 定 資 産	△ 8	固 定 負 債	99,916
有形固定資産	333,780	社債	10,000
建物	95,225	長期借入金	58,689
構築物	33,190	リース債	121
機械装置	2,551	退職給付引当金	30,780
運搬具	20,594	その他の固定負債	324
器具備品	37	負 債 合 計	227,261
土地	2,003	(純 資 産 の 部)	
リース資産	34,922	株 主 資 本	257,446
建設仮勘定	249	資本	100,002
無形固定資産	1,675	資本剰余金	109,307
工業所有権	3,076	資本準備金	109,234
施設利用権	29	その他資本剰余金	72
ソフトウェア	193	利益剰余金	61,025
リース資産	2,469	利益準備金	10,363
その他の無形固定資産	16	その他利益剰余金	50,662
投資その他の資産	368	特別償却積立金	37
投資有価証券	235,479	土地圧縮積立金	2,030
関係会社株式	70,811	償却資産圧縮積立金	1,050
長期貸付金	140,557	別途積立金	39,471
長期前払費用	6,077	繰越利益剰余金	8,074
繰延税金	449	自 己 株 式	△ 12,888
敷金及び保証金	19,625	評価・換算差額等	△ 8,839
その他の投資	2,623	その他有価証券評価差額金	△ 8,839
貸倒引当金	474	新 株 予 約 権	611
	△ 5,139	純 資 産 合 計	249,219
資 産 合 計	476,480	負 債 及 び 純 資 産 合 計	476,480

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損益計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		328,984
売 上 原 価		246,139
売 上 総 利 益		82,844
販売費及び一般管理費		74,353
営 業 利 益		8,490
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,403	
雑 収 入	4,124	13,528
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	959	
社 債 利 息	118	
雑 支 出	4,097	5,174
経 常 利 益		16,843
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,187	
事業構造改善費用	3,613	
投資有価証券評価損	926	
災害による損失	816	
固定資産売却及び除却損	406	10,950
税引前当期純利益		5,892
法人税、住民税及び事業税	79	
法人税等調整額	2,410	2,489
当 期 純 利 益		3,402

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書 (自 平成22年4月1日 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		特別償却積立金	土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成22年3月31日残高	100,002	109,234	72	109,307	10,363	52	2,030	1,117	39,471	9,846	62,879
事業年度中の変動額											
特別償却積立金の取崩						△ 15				15	-
償却資産圧縮積立金の取崩								△ 67		67	-
剰余金の配当										△ 5,256	△ 5,256
当期純利益										3,402	3,402
自己株式の取得											
自己株式の処分			△ 0	△ 0							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	△ 15	-	△ 67	-	△ 1,771	△ 1,853
平成23年3月31日残高	100,002	109,234	72	109,307	10,363	37	2,030	1,050	39,471	8,074	61,025

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成22年3月31日残高	△ 10,712	261,476	△ 1,318	△ 1,318	503	260,662
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩		-				-
償却資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△ 5,256				△ 5,256
当期純利益		3,402				3,402
自己株式の取得	△ 2,177	△ 2,177				△ 2,177
自己株式の処分	1	0				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 7,520	△ 7,520	107	△ 7,412
事業年度中の変動額合計	△ 2,176	△ 4,030	△ 7,520	△ 7,520	107	△ 11,442
平成23年3月31日残高	△ 12,888	257,446	△ 8,839	△ 8,839	611	249,219

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

積水化学工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺澤	豊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本	高郎	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前川	英樹	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水化学工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成23年1月31日、Genzyme Corporation の検査薬事業が保有する米国及び英国の資産、並びに加国及び独国の子会社株式を取得した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、高機能プラスチックカンパニーにおけるIT（電子材料）分野事業拡大のため、平成23年4月27日に株式会社鈴寅の株式を取得し子会社化した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

積水化学工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺澤	豊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本	高郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前川	英樹	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水化学工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、高機能プラスチックカンパニーにおけるIT（電子材料）分野事業拡大のため、平成23年4月27日に株式会社鈴寅の株式を取得し子会社化した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月13日

積水化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	満	生	英	二	印
常勤監査役	篠		秀	一	印
社外監査役	國	廣		正	印
社外監査役	森	本	民	雄	印
社外監査役	長	田		洋	印

以 上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを経営上の重要課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、連結当期純利益の30%を目途として、業績に応じた安定的な配当政策を実施してまいりました。

この配当政策に基づき、慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、前期の期末配当より3円増額し、1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円 配当総額 4,178,767,488円
なお、平成22年12月にお支払いした中間配当金（1株につき5円）と合わせまして、当期の年間配当金は1株につき13円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ね ぎし なお ふみ 根 岸 修 史 (昭和23年3月19日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役経営管理部長 平成17年4月 当社常務取締役経営管理部長 平成19年10月 当社常務取締役コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長 平成20年4月 当社常務取締役 専務執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長 平成20年6月 当社取締役 専務執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長 平成20年10月 当社取締役 副社長執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部および経営管理部担当 平成21年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)	105,025株
2	まつ なが たか よし 松 永 隆 善 (昭和26年5月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント兼工業テープ事業部長 平成16年4月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当 平成16年6月 当社常務取締役高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当 平成17年4月 当社専務取締役高機能プラスチックカンパニープレジデント 平成20年4月 当社専務取締役 専務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント 平成20年6月 当社取締役 専務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント (現在に至る) <重要な兼職の状況> 積水フーラー株式会社取締役 Sekisui America Corporation取締役	103,907株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	こう げ てい じ 高下 貞二 (昭和28年11月14日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役名古屋セキスイハイム株式会社代表取締役社長 平成17年10月 当社取締役住宅カンパニープレジデント室長 平成18年4月 当社取締役住宅カンパニー企画管理部長 平成19年4月 当社取締役住宅カンパニー住宅事業部長兼企画管理部長 平成19年7月 当社取締役住宅カンパニー営業部担当、住宅事業部長 平成20年2月 当社取締役住宅カンパニープレジデント、営業部担当、住宅事業部長 平成20年4月 当社取締役 常務執行役員住宅カンパニープレジデント 平成21年4月 当社取締役 専務執行役員住宅カンパニープレジデント (現在に至る)	55,652株
4	く ほ はじめ 久保 肇 (昭和31年10月14日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年4月 当社高機能プラスチックカンパニー包装テープ事業部長 平成18年9月 当社高機能プラスチックカンパニー経営管理部長 平成20年4月 当社執行役員高機能プラスチックカンパニー経営管理部長 平成22年1月 当社執行役員CSR部長 平成22年4月 当社執行役員コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長 平成22年6月 当社取締役 執行役員コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長 平成23年4月 当社取締役 常務執行役員コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> Sekisui America Corporation取締役	22,378株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の数 株式の数
5	たか み こう ぞう 高見浩三 (昭和29年6月15日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年1月 当社環境・ライフラインカンパニー環境土木システム事業部長 平成18年6月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー環境土木システム事業部長 平成19年4月 当社取締役環境・ライフラインカンパニーウッド事業推進部担当、環境土木システム事業部長 平成20年3月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部およびウッド事業推進部担当 平成20年4月 当社取締役 執行役員環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部およびウッド事業推進部担当 平成20年6月 当社執行役員環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部およびウッド事業推進部担当 平成22年4月 当社執行役員環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部担当 平成23年1月 当社常務執行役員環境・ライフラインカンパニーシニアバイスプレジデント、プレジデント補佐、管路更生事業部担当 平成23年3月 当社常務執行役員環境・ライフラインカンパニープレジデント (現在に至る) <重要な兼職の状況> エス・ピー・アール・レンタル株式会社代表取締役	33,116株
6	うえ の やま ざと し 上ノ山智史 (昭和28年11月18日生) (新任)	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 当社R&DテクノロジーセンターNBOサブヘッド兼P2事業推進部長 平成19年1月 当社R&DセンターNBOサブヘッド兼P2事業推進部長 平成19年10月 当社R&DセンターNBOヘッド兼P2事業推進部長 平成20年4月 当社R&DセンターNBOヘッド 平成21年4月 当社執行役員R&Dセンター所長 平成23年4月 当社常務執行役員R&Dセンター所長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社積水インテグレートドリサーチ代表取締役社長	25,366株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の数 株式の数
7	<p>おおくほなおたけ 大久保尚武 (昭和15年3月16日生)</p>	<p>昭和37年8月 当社入社 平成元年6月 当社取締役総合開発室長 平成元年10月 当社取締役購買部および東京購買部担当、総合開発室長 平成5年1月 当社取締役購買部および東京購買部担当、テクノマテリアル事業本部長 平成5年6月 当社常務取締役テクノマテリアル事業本部長 平成9年3月 当社常務取締役総合企画室および国際部担当 平成9年6月 当社専務取締役総合企画室および国際部担当 平成11年1月 当社取締役副社長 平成11年6月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成21年3月 当社代表取締役会長 (現在に至る)</p>	220,453株
8	<p>つじ とおる 辻 亨 (昭和14年2月10日生)</p>	<p>昭和36年4月 丸紅飯田株式会社(現・丸紅株式会社)入社 平成3年6月 丸紅株式会社取締役 平成8年4月 同社代表取締役常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成15年4月 同社代表取締役会長 平成16年4月 同社取締役会長 平成20年4月 同社取締役相談役 平成20年6月 同社相談役 平成20年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> コニカミノルタホールディングス株式会社社外取締役</p>	—
9	<p>ながしま とおる 長島 徹 (昭和18年1月2日生)</p> <p>(新任)</p>	<p>昭和40年4月 帝人株式会社入社 平成12年6月 同社取締役 平成13年4月 同社取締役CMO(グループマーケティング責任者)兼経営企画室長 平成13年6月 同社常務取締役 平成13年11月 同社代表取締役社長COO(最高執行責任者) 平成14年6月 同社代表取締役社長CEO(最高経営責任者) 平成20年6月 同社取締役会長 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職の状況> 帝人株式会社取締役会長 双日株式会社社外取締役 公益社団法人経済同友会副代表幹事 一般社団法人日本在外企業協会会長</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に利害関係はありません。
2. 辻 亨、長島 徹の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 候補者の選任理由
- ① 辻 亨氏につきましては、日本を代表する総合商社の経営者としての経験・実績を有しており、総合商社における国際的な経験と知識を活かした助言をいただくことが、当社グループのグローバル化を推進する上で有用であると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ② 長島 徹氏につきましては、帝人株式会社取締役会長を務めており、高性能製品を中心とする素材産業における経営者としての経験と知識を活かした助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が、過去5年間に他の株式会社の社外取締役または社外監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実ならびに発生の予防のために行った行為および発生後の対応の概要
- 辻 亨氏は、平成15年6月から平成21年6月までの間、株式会社損害保険ジャパンの社外監査役に在任しておりましたが、同社は付随的な保険金の支払漏れ、生命保険契約の不適切な取扱いなどを理由として、金融庁より平成18年5月25日付で保険業法第133条に基づく業務の一部停止命令、同第132条第1項に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、事実発生前は、法令等遵守体制ならびに内部監査態勢の強化および内部監査結果の報告方法などについて、発言・提言を同社取締役会、監査役会において行い、事実発生後は、同社取締役会および同社代表取締役との定期的意見交換会において、同社が金融庁に提出した業務改善計画の実行状況を定期的に確認するとともに、不祥事件の再発防止へ向けて、有益な意見具申を行いました。
- (3) 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、辻 亨氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案において、長島 徹氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
- (4) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- 辻 亨氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は、辻 亨氏を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所の定めに基づく独立役員と指定しております。また、本議案において、長島 徹氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役森本民雄氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
おおにしひろふみ 大西寛文 (昭和21年1月1日生) (新任)	昭和46年11月 等松青木監査法人(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 平成5年5月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)代表社員(現・パートナー) 平成13年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 平成13年7月 日本公認会計士協会本部副会長 平成16年7月 日本公認会計士協会本部監事 平成18年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授 (現在に至る)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に利害関係はありません。
 2. 大西寛文氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 候補者の選任理由

大西寛文氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

本議案において、大西寛文氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

4. 本議案において、大西寛文氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、積水化学グループである当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を発行する理由

積水化学グループである当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

積水化学グループである当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式60万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(2) 発行する新株予約権の総数

600個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株）を上限とする。

ただし、前記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (5) 新株予約権の行使期間
平成25年7月1日から平成28年6月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役・執行役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - ②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。
 - ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会の決議における株主の皆様のご承認を得て、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」といいます。）を導入しております。

本定時株主総会終結の時をもって現行プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、当社は現行プラン導入後の情勢等を踏まえ、さらに検討を加えた結果、平成23年5月16日開催の取締役会において、本定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、現行プランの一部を変更した上で更新することを決議いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本更新に伴う現行プランからの変更点の概要は、以下のとおりです。

- (1) プランの迅速な運営を図り、合理的な範囲を超えて買収提案の対応期間がいたずらに延びることがないようにするため、取締役会が大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める期間の上限を60日とする旨を明記しました。また、独立委員会による評価期間については、最長60日（現金以外の場合は90日）とすることを明記しました。
- (2) 現行プランにおける諸所の要件を整理、削減いたしました。対抗措置を発動することが相当と認められる場合の要件については、定義の明確化に努めるとともに抽象的な表現と考えられる「本源的価値」等の文言を削除しました。
- (3) その他、株券電子化等の関係法令の整備・変更に伴う所要の修正、その他文言の整理等を行いました。

本議案は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、現行プランの一部を変更した上で更新することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は、以下に記載のとおりであります。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式公開企業として当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まることが大前提であると考えています。したがって、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様意思に基づき行われるべきものと考えています。しかしながら、株式公開企業株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的や手法等に鑑み、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の長期的な株主価値を明らかに毀損すると考えられるものも想定されます。当社では、後述のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるための戦略を策定し、その概要を株主・投資家の皆様に開示・説明しておりますが、前述のような濫用的かつ不適切な買付行為から、長期的な株主共同の利益を保護することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識し、大規模買付行為や買付提案に関する一定のルールを定めておくことがそのために必要であると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期持続的に向上させるための取り組みとして、以下に記載する中期経営計画を策定し、すでに実施しております。上記1.の基本方針の実現とこれらの取り組みは一体化しており、当社経営陣が本中期経営計画を実現し当社グループを大きく進化させるためには、当社株式の大規模買付行為に関しても、株主の皆様に適正な情報に基づき適正な判断をしていただくための最低限のルールを備えておくことが、株主共同の利益に資するものと考えています。

(1) 中期経営計画「GS21-SHINKA (シンカ) !」による企業価値向上への取り組み

当社は、平成21年度から25年度までを対象期間とした中期経営計画「GS21-SHINKA!」に取り組んでいます。「GS21-SHINKA!」では、当社グループが中長期で目指す姿として新たに策定した「グループビジョン」(表1)の実現に向け、これまで進めてきた成長フロンティアの開拓により高成長を遂げた「フロンティア7 (住宅ストック、管路更生、水インフラ海外、機能材、AT (車輻材料)、IT (電子材料)、MD (メディカル) の7分野)」を中心に各事業において成長と改革を進め、グループとして大きく進化(深化、新化)することを狙いとしています。

表1・「グループビジョン」(2009年制定)

積水化学グループは、際立つ技術と品質により、
「住・社会のインフラ創造」と「ケミカルソリューション」の
フロンティアを開拓し続け、
世界のひとびとの暮らしと地球環境の向上に貢献します。

本中期経営計画は、リーマン・ショックに端を発した不況を乗り越え収益性を回復させる前半2年間と、目指す姿に沿って利益拡大を達成する後半3年間の大きく2つの期間に分けられ、最終年度となる2013年度に営業利益800億円の達成を目指しています。

なお、後半3年間については、2011年3月に「GS21-SHINKA! 2nd stage ローリングプラン」を策定し、戦略や施策のブラッシュアップを図っています。

主な内容は以下のとおりです。

1) 2つの事業領域において、3つの事業区分ごとに成長策を推進

当社グループは、グループビジョンで示すとおり、事業領域を「住・社会のインフラ創造」と「ケミカルソリューション」の2領域に方向づけています。その上で、各事業を「基盤事業」「フロンティア7」「次世代事業」の3つに区分し、それぞれの狙いを明確に定めました(図1)。

ローリングプランでは、「基盤事業」については収益性の向上と着実な増益を、「フロンティア7」については全社収益の柱となるべく営業利益構成比60%とグローバルNo.1を目指します。「次世代事業」については方向性を絞り込み、NEXTフロンティアの開拓に挑戦していきます。

2) 「3つのSHINKA」による目指す姿への進化(深化・新化)

本中期経営計画では、グループビジョンを実現し「際立つ、高収益なプレミアムカンパニー」への転換を図るため、それぞれの事業において「フロンティア」「モノづくり」「人材」という3つのSHINKA(進化、深化、新化)への取り組みを基本戦略とし、成長と改革に取り組んでいます。

		2nd Stage狙い	住・社会のインフラ創造		ケミカルソリューション	
ポ ー ト フ ォ リ オ 区 分	次世代事業	NEXTフロンティア 絞り込み創出促進	先進インフラ ソリューション		ES* ケミカルズ	ライフ サイエンス
	フロンティア7	・収益主柱化 ・グローバルNo.1	住宅ストック	管路更生、 水インフラ海外、 機能材	AT(車輛材料)、 IT(電子材料)、 MD(メディカル)	
	基盤事業	・確実な収益 ・収益性向上	住宅新築	水インフラ(国内)、 建材、 住宅資材、他	テープ、フォーム、 フィルム、接着剤、 他	
			住宅	環境・ライフライン	高機能プラスチック	

カンパニー区分

*Energy Solution

図1・ローリングプランの取り組みに向けた事業の枠組み

ローリングプランでは、これら3つのSHINKAをさらに磨き上げ、ビジネスモデルを変革させることを目指していきます。

1. フロンティアSHINKA

「グローバル展開」「バリューチェーン展開」「新成長セグメント開拓」の3つの軸で市場の革新を進め、フロンティア開拓を継続します。

<①グローバル展開>

最大のフロンティアであるグローバル市場において、当社グループの持つ、際立つ製品と技術により新たな市場を開拓し、海外売上高3,000億円を目指します。

- ・管路更生事業における米国・欧州の施工パートナー拡充による売上拡大
- ・メディカル事業における米国・欧州・アジア3極体制でのシナジー追求
- ・車輛分野における最適グローバルアロケーション追求によるコスト競争力の強化

<②バリューチェーン展開>

住宅の顧客循環型事業や管路更生事業における前工程（企画、診断）から後工程（施工、補修）までの全工程での事業展開等、縦横のチェーンを取り込み、周辺領域まで事業領域を拡大します。

- ・住宅分野における顧客循環型バリューチェーンの展開
- ・バリューチェーン展開によるストックビジネスの確立（管路更生事業の展開強化）
- ・戦略事業分野におけるバリューチェーン展開の複合化

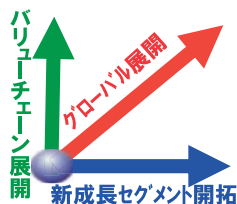
<③新成長セグメント開拓>

成熟市場においても「環境」「ストック」「エネルギー」をキーワードに新しい需要が生まれるという認識に立ち、新たな成長分野の開拓に取り組みます。

- ・環境先進住宅での新築戸建シェア拡大
- ・社会インフラ、既存建築の更新、耐震化需要開拓、等
- ・省エネルギー関連製品や太陽光発電システム搭載住宅等の新エネルギー分野の開拓

ローリングプランでは、「グローバル展開」と「バリューチェーン展開」、「新成長セグメント開拓」による取り組みについて、個々に独立して行うのではなく、相互に関連させ推進し、ダイナミックにビジネスモデルを変革させることを狙いとしています（図2）。

●原計画(個々に展開)



●ローリング後(三位一体)

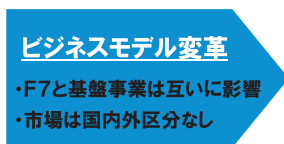


図2・3つの軸による取り組みを三位一体で推進

2. モノづくりSHINKA

技術革新による「新化」とモノづくり基盤力による「深化」の実現を目指します。ローリングプランでは、目標値の見直し等を行っています。

- ・原材料・プロセスの転換による究極コスト
- ・生産性2倍超・究極の自動化
- ・生産体制の再構築
- ・従来の「モノづくり革新」活動の深化

3. 人材SHINKA

目指すべき事業の姿を実現できる人材の革新に取り組み、グループ人材力の強化を図ります。ローリングプランでは、個々の施策の目標値の見直し等を行っています。

- ・グローバルに活躍する人材づくり
- ・プロフェッショナルとして活躍する人材づくり
- ・多様な人材が活躍する職場づくり

3) 財務戦略

当社の財務戦略は、経営上の最重要課題の一つである企業価値増大と、株主様への積極的な利益還元を果たすことを基本方針に掲げています。この方針のもと、株主還元につきましては、連結当期純利益の30%を目途として業績に応じた安定的な配当政策を実施しています。内部留保資金は、将来の企業価値増大に必要な資金として、研究開発や設備投資、戦略投資、投融資等に充当する方針です。

投資につきましては、営業キャッシュ・フローの範囲内で行い、その中でも成長の期待できる戦略投資に重点を置く方針です。戦略投資につきましては、今後の成長に欠かせない設備投資やM&A、海外での事業体制構築に充当します。

	2008年度	2010年度	2013年度
売上高	9,342億円	9,154億円	1兆1,200億円
住宅	4,244億円	4,186億円	5,000億円
環境・ライフライン	2,252億円	1,955億円	2,400億円
高機能プラスチック	2,626億円	2,816億円	3,600億円
その他	218億円	195億円	200億円
営業利益	335億円	493億円	800億円
住宅	171億円	243億円	340億円
環境・ライフライン	16億円	15億円	150億円
高機能プラスチック	157億円	243億円	360億円
その他	▲9億円	▲9億円	▲50億円
営業利益率	3.6%	5.4%	7.1%
海外売上高	1,515億円	1,800億円	3,000億円

3. 本プランの内容

(1) 本プランの目的

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付」といいます。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありませんが、上記1. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして更新するものです。

なお、平成23年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1（55ページ）に記載のとおりです。

(2) 本プランの手續

1) 対象となる大規模買付行為

本プランの適用の対象となる「大規模買付行為」とは、以下の①または②に該当する行為（ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。）をいいます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
 - ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- 注1・金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
注2・金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
注3・金融商品取引法第27条の23第4項に規定されます。
注4・金融商品取引法第27条の2第1項に規定されます。
注5・金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。
注6・金融商品取引法第27条の2第8項に規定されます。以下同じとします。
注7・金融商品取引法第27条の2第7項に規定されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

2) 独立委員会の設置

本プランにおいては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会規則の概要は、別紙2（56ページ）に記載のとおりです。

独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役または当社社外監査役の中から当社取締役会が選任した者がこれに就任します。本プランの更新時点において予定される独立委員会委員の氏名および略歴については、別紙3（57ページ）に記載のとおりです。

3) 大規模買付者に対する買付説明書提出および大規模買付情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、ならびに大規模買付行為を開始するに際し本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した当社所定の書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対し提出していただきます。

その上で、大規模買付者に、株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますので、当社取締役会は、大規模買付者による買付説明書の受領後10営業日以内に大規模買付情報のリストを作成し、大規模買付者に対し提示することとします。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、特別関係者およびファンド（ファンドの場合は組員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、資本構成、財務内容、経営成績、代表者と経営幹部の経歴、過去の法令違反等の有無および内容、現在係争中の案件の有無等を含みます。）
- ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③買付対価の算定根拠と算定方法
- ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付完了後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策ならびに買付完了後における当社の従業員、顧客、取引先、債権者等の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不十分であると合理的に判断した場合には、合理的な期限（ただし、最初に大規模買付情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、大規模買付者に対し、大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供を求めます。この場合、大規模買付者は、当該期限までに要求された大規模買付情報を追加的に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

なお、大規模買付者から提出された買付説明書および大規模買付情報は、株主の皆様の判断のために必要かつ適切であると認められる範囲において、当社取締役会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対して情報開示を行います。

4) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

大規模買付者から買付説明書の提出および大規模買付情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成・提供のために合理的に必要なと独立委員会が認める期間内（原則として、すべての大規模買付情報が記載された当社取締役会が判断する内容を有する大規模買付行為に関する書面による提案（以下、「買取提案」といいます。）を当社取締役会が受領した時から起算して30日を上限とします。）に提供するように要求することがあります。

5) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は、買付説明書および買取提案を受領した場合、上記4)の情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買取提案を速やかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買取提案の概要、以下に定める独立委員会評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等を受領した時から起算して、最長60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社のすべての株券等の買付の場合）または90日（左記以外の大規模買付行為の場合）（以下、当該期間を「独立委員会評価期間」といいます。）以内に、大規模買付行為に対して対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記（4）に記載のとおりです。）を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為の内容を改善させるために、必要であれば、直接または取締役会に委任した上で、大規模買付者と協議・交渉を行います。

6) 独立委員会による勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間の期間中に、または経過後速やかに、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に勧告します。大規模買付者は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為に着手することができないこととします。

なお、独立委員会は、以下のいずれの場合も、その勧告の内容その他の判断事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しない場合もしくは該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記4)に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

③独立委員会が対抗措置の発動の中止等を勧告する場合

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為がなされなかった場合、または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、もしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、独立委員会が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告します。

7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動、不発動または中止等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、その他当社取締役会が必要と認める事項について情報開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の行使期間開始までの間に、独立委員会が上記6)③の勧告を行った場合には、取締役会は、次のとおり対抗措置発動を中止することができるものとします。

- ①本新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は本新株予約権を無償取得する。

(3) 対抗措置発動の要件

1) 本プランに定める手続が遵守された場合

本プランに定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動を行わないものとします。ただし、本プランに定める手続が遵守された場合であっても大規模買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、上記(2)7)に記載される当社取締役会の決議により、下記(4)に定める新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置を行います。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付（例えば、下記に掲げる行為）である場合
 - ア 株式等を買収し、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③当社の企業価値創造と長期的な株主価値増大の実現のために必要不可欠な、当社グループの他の株主、従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社グループに係る利害関係者との関係を根本的に破壊することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付である場合

2) 本プランが遵守されなかった場合

大規模買付者から大規模買付情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会から追加の要求により、提供された場合を含む。）であっても、これが不十分であると取締役会が合理的に判断した場合その他大規模買付者が本プランに定める手続に違反した場合には、上記(2)7)に記載される当社取締役会の決議により、下記(4)に定める新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置を行います。

(4) 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置を行うことができるものとします。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要につきましては、別紙4（58ページ）に記載のとおりです。

なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を定めることがあります。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の第92回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとなります。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランを見直し、もしくは変更し、または上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための別の取り組みを行う場合があります。当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、速やかに、当該廃止または変更の事実および変更された場合には変更内容その他の事項について、情報開示を行います。

※本プランの手続のおおまかな流れは、別紙5（59ページ）に記載したフローチャートのとおりです。

4. 本プランの合理性

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記1.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 株主意思の反映

本プランは、本総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。上記3. (5)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されます。

(2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3.(5)に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する場合には、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様は保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本プランの発動にかかる手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、新株予約権無償割当て決議がなされ、新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、独立委員会が対抗措置の発動の中止等を勧告した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間に、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく新株予約権を無償取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、当該希釈化が生じることを前提に当社株式等の売買を行った株主または投資家の皆様には、株価の変動による不測の損失が発生する可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

1) 新株予約権の割当ての手続

新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続は不要です。

2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会の決定により、かかる新株予約権を保有する新株予約権者に通知し、またはこれに代えて公告を行ったうえで、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります）。上記のほか、割当方法および当社による新株予約権の取得手続等の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

1. 発行済株式の総数 539,507,285株
(自己株式17,161,349株を含む)
2. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
旭 化 成 株 式 会 社	31,039	5.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,492	5.07
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	26,181	5.01
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	25,592	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,327	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	19,164	3.66
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	15,927	3.04
積 水 化 学 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	10,612	2.03
ジェーピーモルガン チェース バンク 3 8 5 1 6 4	9,704	1.85
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	8,485	1.62
合 計	196,525	37.62

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
 3. 当社は自己株式を17,161千株保有しております。なお、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は3.18%であります。

独立委員会規則の概要

1. 委員会の設置の目的等

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（本プラン）の発動または不発動の判断を当社取締役会において行うに際し、当社取締役会から独立した組織の見解を求めることを目的として、本プランが承認された株主総会終了後の取締役会の決議により設置する。

2. 委員会の構成

独立委員会の委員は、当社の設定している独立性要件を充足する当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員会の委員は、3名以上とする。

3. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないこととする。なお、任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。

4. 独立委員会の権限および責任

- (1) 独立委員会は、当社の取締役会に対し、適宜、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要であると判断する情報を提示するよう要請することができる。
- (2) 独立委員会は、以下に掲げる事項について決定し、決定理由を付して、その決定事項を、当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の委員および当社取締役は、これらの決定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ②新株予約権の無償割当ての中止
 - ③本プランの廃止または変更
 - ④基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための本プラン以外の取り組みの導入
 - ⑤その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (3) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下に掲げる事項を行う。
 - ①大規模買付行為が本プランの対象となるかどうかの決定
 - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
 - ③大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④大規模買付者との協議・交渉
 - ⑤当社取締役会に対して、当社の企業価値向上施策の代替案の検討・提示の指示
 - ⑥その他、本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
 - ⑦その他、当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

5. 独立委員会の招集、決議

- (1) 独立委員会の委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- (2) 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その全員の一致をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その全員の賛成による。

独立委員会委員の候補者および略歴

【氏名】 辻 亨 (つじ とおる)

【略歴】 昭和14年2月10日生

昭和36年4月 丸紅飯田株式会社 (現・丸紅株式会社) 入社

平成3年6月 丸紅株式会社取締役

平成8年4月 同社代表取締役常務取締役

平成9年6月 同社代表取締役専務取締役

平成11年4月 同社代表取締役社長

平成15年4月 同社代表取締役会長

平成16年4月 同社取締役会長

平成20年4月 同社取締役相談役

平成20年6月 同社相談役 (現任)

平成20年6月 当社社外取締役 (現任)

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※丸紅株式会社と当社との間には営業上の取引がありますが、売上高、仕入高とも会社の売上高総額、仕入高総額に占める比率の0.2%未満であり、主要取引先には該当しません。

【氏名】 長島 徹 (ながしま とおる)

【略歴】 昭和18年1月2日生

昭和40年4月 帝人株式会社入社

平成12年6月 同社取締役

平成13年4月 同社取締役CMO (グループマーケティング責任者) 兼経営企画室長

平成13年6月 同社常務取締役

平成13年11月 同社代表取締役社長COO (最高執行責任者)

平成14年6月 同社代表取締役社長CEO (最高経営責任者)

平成20年6月 同社取締役会長 (現任)

平成23年6月 当社社外取締役就任予定

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※帝人株式会社と当社との間には、営業取引はありません。

【氏名】 國廣 正 (くにひろ ただし)

【略歴】 昭和30年11月29日生

昭和61年4月 弁護士登録

平成6年1月 國廣法律事務所 (現・国広総合法律事務所) 開設 (現任)

平成18年6月 当社社外監査役 (現任)

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※当社は、同氏ならびに同氏が所属する国広総合法律事務所との間で、法律顧問契約を締結しております。

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿に記録された株主に対して、その有する当社株式 1 株につき 1 個の割合で、新株予約権を割当てて。

ただし、当社が有する当社株式については、新株予約権を割当てない。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。ただし、割当期日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記 (6) に基づき新株予約権の取得がなされる場合は、当該取得日の前営業日までとする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

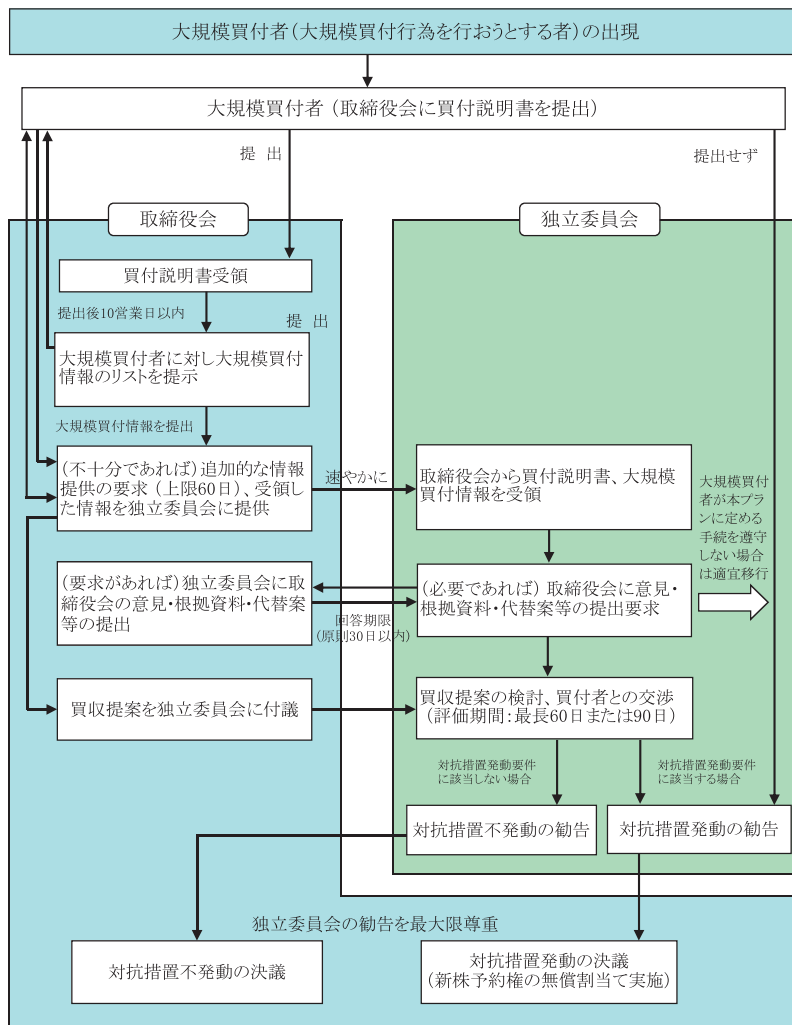
(6) 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等がございましたら、お早めに下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

1. 株主様以外の他人による不正アクセス“なりすまし”や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承願います。なお、株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行使されますようお願いいたします。
3. 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
5. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
6. 機関投資家の皆様につきましては、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

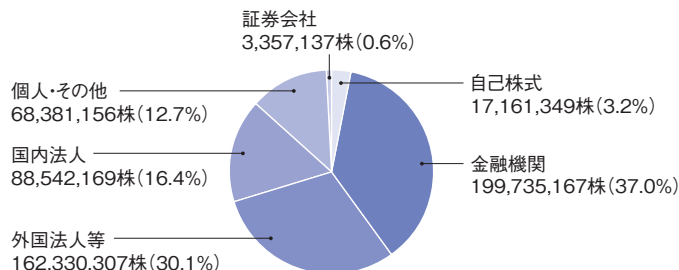
(注) 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話（通話料無料）：0120-173-027（受付時間 9：00～21：00）

株式の状況

株式の所有者別分布状況 (2011年3月31日現在)



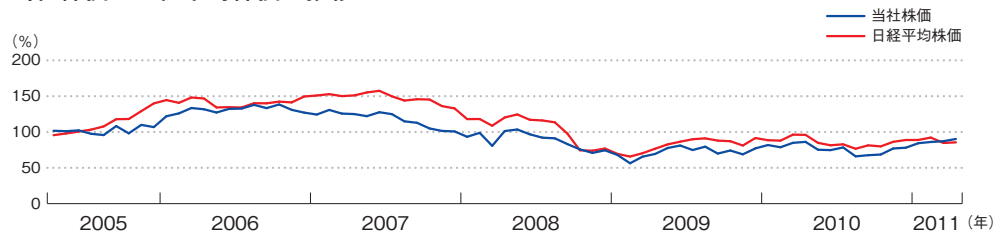
株価の推移 (東京証券取引所市場第一部)

過去5年間の事業年度別最高・最低株価

(単位：円)

年度別	2006	2007	2008	2009	2010
最高株価	1,094	1,006	821	645	708
最低株価	855	570	372	464	481

当社株価と日経平均株価の推移



最近1年間の月別最高・最低株価

(単位：円)

月別	2010										2011		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
最高株価	667	635	597	603	599	519	546	592	602	650	656	708	
最低株価	617	542	543	543	491	481	488	508	573	588	628	537	



この招集ご通知は以下のような環境配慮をして印刷・製本しています。
 ①製版工程では、使用後に廃材となるフィルムを使用しない、ダイレクト
 刷版[CTP(Computer to Plate)]を用いています。
 ②印刷工程では、VOC(揮発性有機化合物)の発生が少なく生分解性
 や脱墨性に優れたベジタブルインキを使用しています。

株主総会会場ご案内図

会場 積水化学工業株式会社 大阪本社11階 社員ホール
大阪市北区西天満二丁目4番4号 (堂島関電ビル)
電話 (06) 6365-4119



- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅より徒歩約8分
- 京阪電車淀屋橋駅より徒歩約8分
- 京阪中之島線大江橋駅より徒歩約8分
- JR東西線北新地駅より徒歩約12分
- JR大阪駅より徒歩約20分